

茅ヶ崎市文化財保護審議会

令和7年度第2回藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会 会議録

議題	1 耐震補強基本設計の進捗について（報告） 2 保存活用計画の素案について（審議） 3 その他
日時	令和8年2月3日（火） 13時30分～15時30分
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 大集会室1
出席者氏名	会 長 水沼 淑子 委 員 小沢 朝江（オンライン出席） 海津 ゆりえ 田尾 誠敏 事務局 博 物 館 担当課長 須藤 格、館長補佐 和田 麻里、 主査 落合 寛 社会教育課 課長補佐 石井 芳宜 教育施設課 課長補佐 小林 秀行 株式会社ユー・エス・シー 代表取締役 兼弘 彰、 技師 西川 雄太 株式会社アルセッド建築研究所 主幹 榎井 玲
会議資料	1 次第 2 保存活用計画の素案
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

会議録

【出欠委員の確認】

○事務局（博物館・須藤担当課長）

本日の委員の出席ですが、全員に出席いただいています。小沢委員はオンラインでの出席となります。

茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条2項に基づき、本会議は成立となります。

それでは本日の議題について、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（水沼会長）

第1回の部会では闊達な議論をいただきまして、保存活用計画もブラッシュアップされて本日の机上に用意されているものと思います。本日もまた闊達な意見交換をお願いしたいと思います。

【議題1 耐震補強基本設計の進捗について（報告）】

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

耐震補強基本設計についてご報告します。昨年度の基礎診断に引き続き、今年度、補強設計ということで、第三者評定の委員会を積み重ねてまいりました。現在、評定委員の先生方への最終報告という段階に差し掛かっております。

概要としては、限界耐力計算を立体解析で行い、文化庁指針に従った形で進めております。

結論として、耐震補強の内容をモデルでご紹介します。

これは南側から見ている軸組モデルで、赤い部分が構造用合板に置換しての耐力壁補強です。南側の応接部分と縁側部分に2枚ずつ、北側の浴室と押入れのところに2箇所ずつ、合板補強を入れています。

さらに浮き上がり等を防ぐために、縁側部分に鉄骨梁を根がらみ状に入れています。

それに伴ってカウンターウェイト（コンクリート）を設置します。洋館の南側と西側に設置し、土台部分を金物で押さえて浮き上がりを防止する設計です。

一部、柱の折損が計算上出る箇所があり、中廊下の入口付近につなぎ梁のような補強が入ります。便所部分も土台プレートとカウンターウェイトで押さえる計画です。

最低限の補強の仕様となっています。

それから離れと主屋を一体的に構造計算する考え方です。接合仕様が解体してみないと確定しない部分があり、現段階では引き寄せて主屋と離れが一緒に揺れる前提で計画しています。離れは南側にほとんど壁がなく開口が多いため、主屋と一体的に揺らして構造補強する考え方です。

細かい点ですが、離れの細い柱の折損が予測されるため、腰壁の一部を構造スリットのように切っ

て応力集中を避ける、といった工夫もしています。

また、基礎を健全な状態にする工事が伴います。特に離れの部分は、震災後の時期にL型のブロック基礎になっている可能性があり、現場でRCに近い基礎へ補強する予定です。

離れは大きな補強を入れず、主屋の部分補強で、クライテリアとしては30分の1程度の変形を許容する安全確保水準を満たすこと、柱の折損が生じないことを目標に進めています。

今後、評定委員の最終報告が今月中に終了する見込みで、来月初旬に評定書が出る予定です。以上、耐震補強基本設計の進捗報告でした。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。大がかりな耐震補強は不要という印象を受けました。

現状の開口部で閉鎖される部分は基本的に無いということによろしいですか。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

予定していません。耐震壁も基本的に押入れや戸袋等に内蔵します。座敷回りや新壁は改変せずに進めます。

○議長（水沼会長）

中廊下部分に一部鉄骨が出るという事ですが、どの位見た目に変更が出ますか。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

天井裏に入れるため見えるところではありません。

○議長（水沼会長）

分かりました。他にご意見・ご質問はありますか。

○海津委員

文化財の耐震目標を設定する時の基準は何か、どの程度の改変で文化財として影響が出るのか、そのあたりを教えてください。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

耐震診断の基準は文化庁の指針で、その中の安全確保水準を基本としています。中地震以上でも倒壊しないことを目標とし、目安として30分の1程度の傾きまでを許容するクライテリアを設定して耐震補強を行います。

より厳しい機能維持水準もありますが、当該住宅は開口が多く避難が容易等の条件もあり、完全に

固くするのではなくて、避難までの時間を稼ぐことが目標値です。

文化財への影響については、オリジナル部分や当初材と考えられる部分はできる限り現状変更しないことが原則です。土壁等是一部撤去して構造用合板に置換する箇所はありますが、軸組や基礎については可逆性（後で取り外せる補強）をできるだけ選びます。可逆性が文化財保護において重要となります。

○田尾委員

耐震補強は上部構造の範囲で、地中遺構に影響を与えるようなことは無い、という理解でよろしいですか。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

一部、カウンターウェイトを設置する基礎周り 2～3 箇所程度は、埋蔵文化財調査（試掘等）を入れて遺構の有無を確認する前提です。それ以外は上部構造の補強中心で、影響は小さいと考えています。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

地面は市の指定史跡のため、今後実施設計を詰め、工事に伴う掘削行為については現状変更届を出し、社会教育課文化財保護担当と詰めていく考えです。

○議長（水沼会長）

掘削によって遺構が出てきた場合は、状況に応じて慎重に対応してください。

【議題2 保存活用計画の素案について（審議）】

○事務局（博物館・須藤担当課長）

保存活用計画の案について、最新のものをもとに説明します。前回から大きく修正・変更した箇所を中心に説明します。

15～21 頁の文章について、地域の歴史、藤間家の歴史、藤間家住宅の歴史が混在しているところのご指摘がありましたので、その3つの歴史をきれいに分け、文章を整理しました。また住宅としての本質的価値に加え、藤間柳庵の存在と藤間家の歴史が結びついて現在に至る重層性を整理して記載しています。

23 頁については、重ね図を作成した方がよいところのご指摘により、家相図と現況配置図を重ねた図を示しました。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

明治5年の家相図の2枚あるうちの建物が多く記載されている方を蔵の位置等を基準に重ね、敷地境界もおおよそ重ねました。

この重ね図から想定できることとして、関東大震災で倒壊したと言われる主屋が、敷地中央下あたり、蔵の下あたりにあった可能性があります

江戸期からの遺構が及ぶ範囲は、現在の学習室の中央あたりまでの可能性があり、近世の遺構の出る範囲としては北側の斜面の段側には少なく、南側（現居住地境界付近）までが想定されます。

一方、西側の駐車場部分は建物がはみ出して見えるものの、石垣の移設等で改変されている可能性があります、家相図からは不確定です。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

32頁以降の保存管理計画について説明します。

35頁において保存部分、保全部分、その他の部分についての方針の違いを明確に謳いました。

38頁では屋内平面図にて保存部分、保全部分、その他の部分の区分を設定しました。

39頁では部位の設定と保存の方針を謳い、基準1は文化財として守るべきもの、基準4まで数字が上がるにつれて補修・交換を伴うものとして設定しました。

40頁は部分の区分と部位の区分を掛け合わせた表になります。

41～73頁にかけて、各部分における部位の設定について詳細に記載しています。藤間家住宅主屋は非常に良好に保存されているため部位は原則的に残しますが、照明器具等の後に造作されたものについては元に戻していく考えです。

74～75頁は管理計画・修理計画で、管理・修理の主体を明記しています。修理計画においては可逆性を担保することを謳っています。また、75頁では今後発生しうる低レベルの補修の方針について謳っています。

77頁以降は環境保全計画です。敷地内の建物や工作物の状況を示してその方向性を謳っています。

77頁に現状と課題を記載しています。藤間家の特徴として主屋・建物が屋敷林に囲まれていること、敷地が市指定史跡であることから、78頁以降に建物の現況の様子を掲載しています。

80頁の洗濯室は主屋と同時期に建築されたものと考えられ、登録の対象物件ではありませんが、主屋と同等に保全・保存していく方向性です。井戸も洗濯室とともに使用されていたことのため、これらをセットにして保全・保存していきます。81頁の洗濯室平面図にある便所は、近年、市に寄贈される前に造作されたものですが、それ以外は昭和7年以前に造作されたものと考えられます。

81頁の納屋は関東大震災の後に一時的に住居となったものと聞いており、竣工年は震災後から主屋が建築されるまでの間と考えられます。主屋より古い年代のもののため、保全・保存の対象としていきます。

85頁の石垣は市の史跡の中でも評価されているものです。

88 頁には敷地内の建物や工作物をどのように扱っていくかの方針、建物ごとの保存の方針・改修にあたっての対応を記載しています。また、屋敷林や敷地内の植物・生物に関する多様性の保全についても配慮していく旨を記載しています。

89 頁には埋蔵文化財に対する配慮を記載しています。

90 頁では敷地内の保存区域・保全区域・整備区域を設定しています。重ね図をもとに、主屋、洗濯室、納屋、藤間柳庵の句碑があるエリア等を保存区域としています。その周りのエリアを保全区域、北側・かつて畑として使われていたと聞いているエリアを整備区域に設定しました。学習室の一部を含む北東エリアも整備区域としました。

以上が、第 1 回部会における指摘等をもとに修正した内容になります。

○海津委員

22～23 頁の家相図は、何枚の図面が重ねられているものか、また、構成が大きく変わった時期があったとのことですが、どこがどう動いたのかを教えてください。保存活用する上で観光的にも面白いので、変遷を教えてください。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

資料的に確認されている家相図は明治 5 年の 2 枚です。1 枚は全建物を載せていない可能性があり、もう 1 枚は家相評価のため、ほぼ全体が載っていると想定されます。今回は後者を参照しました。

敷地の変遷としては、藤間様が現在お住まいの区画は史跡エリアに入る屋敷地でしたが、寄贈時に分筆された理解です。

西側の現駐車場は、汚水桝、水道メーター等があり宅地利用の痕跡があります。石垣も時代の違う石が混在し、移設された可能性があります。これは調査結果というより現地での解釈です。

クロマツと書かれている付近にも主屋の姿が見えますが、関東大震災で倒れるまでそこに建っていた可能性があり、南北に細長いという珍しい主屋となっています。この主屋は旧和田家住宅の平面図と酷似しています。どちらが先に竣工したのかは不明です。

現在の南北動線、門柱、門扉は震災後の主屋建設以降に形成された可能性があり、江戸時代の使い方と近代の使い方が並存しているということが家相図からの読み取りです。

納屋は震災で倒壊した主屋の材料で再建したという伝承があるため大正 12 年以降と記載しました。

離れは震災前にあった建物を引き出して接合させたという伝承があるため大正 12 年以前と記載しました。

○田尾委員

家相図の南西部・南東部も敷地の範囲内ですか。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

現在、市が所有している敷地は赤い線で囲っています。かつての藤間家の敷地は点線で囲っていません。後者が市指定史跡の範囲です。

○田尾委員

市所有地以外の範囲は遺跡になっているのですか。市所有地ではないが市指定史跡の範囲である南西・南東部が埋蔵文化財包蔵地でないか確認した方が良いと思います。

○小沢委員

19～20頁の本質的価値において、藤間柳庵の話が異常に長くて他の要素とのバランスが崩れているように思います。藤間柳庵の話の一部は沿革の方に移すとともに、地域史の説明を入れた方が良いと思います。

また、34頁の保存における基本方針の項番と合わせた方が良いと思います。

75頁の今後の保存修理計画について、他の保存活用計画と同様、修理のサイクル、例えば茅葺きは何年に一度替える等、代表的な部位の修理周期の目安があると予算確保の観点からも良いと思います。

80～81頁の洗濯室は、主屋との接合部が当初からのものであればこれも図面に起こした方が良いと思います。

85～87頁の工作物の説明が、95～96頁の修理計画のところに書かれているため、構成を見直した方が良いと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

ご指摘いただいた点は修正いたします。

○小沢委員

91頁の区域の設定において、保全部分が学習室の辺りまで広がった理由は何でしょうか。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

家相図の検討と市との打合せを踏まえ、家相図上で建物があったであろう範囲を包括するよう保全区域を広げました。

さらに東側はトレンチで遺構確認をしており、遺構を確認できなかったためその他区域に変更したという整理です。

○海津委員

74 頁の管理計画と 75 頁の修理計画について、管理と修理の違いを教えてください。

○事務局（アルセッド建築研究所・靱井主幹）

日常的な清掃や小修繕等の管理に対して、土台、梁、薬剤処理等、工事と合わせて行うような比較的大掛かりな処理・更新を修理として整理して記載しています。日々のメンテナンスというより、長いスパンの更新と、周辺にも影響する工事を伴うものを修理として書いています。

○議長（水沼会長）

保存管理計画・環境保全計画ともに前回と比較してブラッシュアップされていると思います。これらの計画について他に意見が無ければ防災計画に移りたいと思います。

（発言者なし）

○事務局（博物館・須藤担当課長）

97 頁からの防災計画は今回、新たにお示しするものです。市の消防本部とも協議し、整えたものです。

97 頁に、防火・防犯対策の現状課題、防火管理の課題、防火管理計画の課題を記載しました。

98～100 頁で防災計画に基づき、どういった予防措置を図っていくかの方針を設定しています。

101 頁が防犯計画で、市への寄贈後に発生した被害・事故等を整理し、その内容をもとに防火・防犯設備計画を記載しました。102 頁に消防法令上の義務や何処にどんな設備を設置するのかを記載しています。

103～104 頁が耐震対策で、これまでに実施した耐震診断の結果と、それに基づく対処方針を記載しています。

105～107 頁が水害対策で、洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ、津波ハザードマップを掲載しています。

108 頁には落雷対策、積雪対策、生物被害対策を記載しています。

109 頁以降が公開活用計画です。保存活用計画の肝となる部分かと思われます。藤間家を保存した後、どのように活用していくのか、市民討議会での市民の皆様のご意見やこれまでの管理の経過を計画に反映しています。季節や特定のテーマに応じて実施する事業を柔軟に入れ替え、様々な学びやワークショップ等の体験プログラム、世代を超えた交流を通して新たな地域文化の創造を促します。また、藤間家住宅が持つ近世からの地域の歴史、西村伊作による近代建築、伝統と近代が融合した生活文化という本質的価値を継続的に発信し、シビックプライドを育む交流の場とします。

110 頁では地域連携による魅力の最大化として、国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」・「旧氷室

家住宅主屋」、美術館、ゆかりの人物館、道の駅湘南ちがさき等の文化拠点を有機的に結び付け、点ではなく線・面での回遊性を高め、茅ヶ崎ならではの歴史文化を体験できるようにすることを謳っています。

111 頁では具体施策、関連計画の整理等について記載しています。市民討議会における意見をふまえ、想定される活用について住宅の価値を伝える活用、建築物と敷地の一体的活用、文化創造拠点としての活用の3つのテーマを挙げています。これらのテーマと保存保全・整備区域の区分やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、112 頁に公開活用計画としてゾーニングを設定しています。

113 頁では屋内の公開活用について記載しており、台所、茶の間、浴室、洗面所、物置、女中室は公開せず、それ以外の部屋は公開活用する想定です。

114 頁には駐車場、便益施設、バリアフリー等の方向性を記載しています。特にトイレはユニバーサルデザインに対応したものを適切な数、用意します。

また、復元方針では建設年代の昭和7年（1932年）当初の状態に復元することを原則としています。

115 頁では活用体制を示し、国・県の指導のもと、市を中心として民間事業者、ボランティア、学識経験者、教育機関と連携して主屋を最大限に活用することとしています。

116 頁には事業スケジュールを掲載しています。令和9・10年度の2か年で工事を実施し、令和11年度のリニューアルオープンを目指します。

117 頁以降では本計画や藤間家住宅を管理運営する上で配慮すべき法令を列記しています。

121 頁以降は資料編として、本部会の審議経過や市民討議会の内容について記載する予定です。

以上、新たに作成した防災計画・公開活用計画の説明となります。

○田尾委員

101 頁の防犯計画の内容が風水害中心であり防災の要素が強いため、構成を見直した方がよいと思いました。

102 頁の設備整備計画についても、消防用設備の記載は充実しているが防犯設備はセンサーのみの記載のため、内容をより検討した方がよいと思いました。

109 頁以降の公開活用計画については、商業施設との連携等の説明がありましたが、茅ヶ崎市が藤間家をどのように活用していくのか、記載をより具体的にされた方がよいと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

防犯計画と設備整備計画については内容を整理します。

公開活用計画についても記載を充実させて、藤間家が交流と文化創造・回遊性促進の場になることへ繋げていきます。

○議長（水沼会長）

周遊と回遊性を創出するための具体的な手段を計画に記載することで、市の様々な施策に反映しやすくなり、また、藤間家のアクセスのしにくさへの対策にも繋がっていくと思われるため、そこはお願いしたいところです。

○海津委員

公開活用計画について、観光協会との連携を明記することが重要と思います。また、昭和初期の柳島周辺や海岸一帯の物語性がとても面白いため、そこを発信できるよう構成を組んだ方がよいと思います。さらに句碑の文言等も明記すると面白いと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

承知しました。内容を見直します。

○田尾委員

人が沢山来ることを想定し、周辺住民との調和を図るための考え方を明記した方がよいと思います。

また、駐車場やトイレが出来た場合、子ども達の事故や不審者が出ることも想定されるため、そのようなことへの配慮も加えた方がよいと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

承知しました。内容を見直します。

○議長（水沼会長）

火気は基本的に使用しないという想定でよろしいでしょうか。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

イベント等で物を温めたりする際、新たに整備するエリアにて火気を使用する可能性があります。が、原則的には使用しない想定です。

○議長（水沼会長）

そのため防水銃等の重装備はせず、火気設備は軽装備にするという想定でしょうか。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

ご認識のとおりです。

○小沢委員

柳島という地域の特殊性を踏まえ、茅ヶ崎全体と柳島地域を分けて書いた方がよいと思います。

112 頁のゾーニングについては、洗濯室や納屋の使い方、庭園の使い方、生垣の位置づけ等を整理して、活用のためのゾーニングがイメージとして湧くような見え方にした方がよいと思います。

また、102 頁の消防用設備について、パッケージ型消火設備を何処に設置するのが課題と思います。埋蔵文化財との関係もあるし、樹木や他の建物との関係もあります。ある程度の距離を置かなければならないと思われるため、設置場所の考え方を聞きたいです。また、火気設備を軽装備にする場合は予防措置が重要です。毎日コンセントを抜く等、出火を防ぐ具体的な取組を明記した方がよいと思います。

○事務局（アルセッド建築研究所・靱井主幹）

パッケージ型消火設備は室内に設置する想定です。具体的には北側のその他部分に設置する想定です。

○小沢委員

その想定であると、自動消火設備が無い場合、出火した際に室内に入らなければならないことが問題だと思います。外から使えるようにするか、外に設置するしかないのではと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

ご指摘を踏まえ、設計も含めて見直します。公開活用計画はより具体化し、事業の基礎となる記載にします。

○議長（水沼会長）

公開範囲の件について、台所・浴室・洗面所は公開活用しないとのことですが、臨時で公開することはありえますか？「原則」という文言は入りますか？

浴室・洗面所にはおそらく当初材が残っていたような気がします。台所は随分手が入っていますが位置的には当初と合います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

その辺りも設計の中で可能な限り復元し、浴室等は使用するかはともかく公開はぜひ進めたいと考えています。ただ現段階で決め切れていない部分があるため、「原則」という文言を加え、場面々々で公開できるように整理にしています。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

昭和初期の生活形態を公開することを目標としていることを踏まえ、浴室・洗面所・茶の間については可能な限り調査・再現し、公開・体験学習的な活用の可能性も含め検討したいと考えています。浴室には五右衛門風呂のようなものがあったことも分かっています。

○議長（水沼会長）

生活形態を示す場所は可能な限り復元して公開した方がよいと思います。また、台所も洗濯室に繋がる面白い場所なので検討してほしいと思います。

○小沢委員

照明器具の話はありますが、家具や調度の話がほとんど無いと思います。藤間家から伝わっているものがあるのか、どんな家具を何処に置いて生活感を出すのか聞きたいです。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

生活の再現という意味で家具・什器をどうするかについて、まず照明は復元照明を入れたいと思います。

什器は活用の具体化とセットで検討が必要なため、現時点で確定的なことは書けていません。

洋間については利用可能なものを置き、和室についても古い火鉢や茶台等が残っています。

これらを展示しながら使う方向が望ましいため、主屋の主たる用途と併せて検討していきます。

○海津委員

動線についてはどのように考えていますか。主対象としての主屋が映えるような動線にした方がよいと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

112 頁に落とし込む内容ですが、藤間家に入ってどう見せるかの人流の動線を追記します。

藤間家の正門は南門ですが、北門から入ってくる人の方が非常に多いです。正門から入ってもらうか、便益施設がある北門から入ってもらうか改めて整理します。

○議長（水沼会長）

114 頁のバリアフリーについて、主屋の中に入っていく上でどのようなバリアフリーを想定していますか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

89 頁記載のとおり、文化財施設における先進事例を参考に、可逆的で景観に調和する手法（着脱可能なスロープ、遺構面に影響を与えない舗装材の採用等）を導入したいと思います。

段差が多い建物ですが、内観・外観に影響しない形での措置を方針として記載しています。

89 頁と 114 頁が連動するよう整理します。

○議長（水沼会長）

他にご意見・ご質問はありますか。

（発言者なし）

○議長（水沼会長）

素案についてまだ修正・検討が必要な部分があるかと思えます。

次回までの対応について説明をお願いします。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

本日いただいたご意見・ご指示・アドバイスを整理し、反映して最終案を作成します。最終案ができ次第、委員の皆様にご修正リストと合わせてお送りし、これらをご確認の上、可能であれば意見票を返送いただきたいと思います。その内容を反映したものをもって文化庁に目を通してもらう手続に進めます。

文化庁から指摘があった場合は、水沼会長も含め相談させてください。

最終案の確定次第、令和 8 年度文化財保護審議会へ最終案を報告し、その後、教育委員会定例会へ答申案として提出し、行政計画の策定手続に進む予定です。

【議題 3 その他】

○議長（水沼会長）

その他でご意見・ご質問はありますか。

（発言者なし）

○議長（水沼会長）

本日はありがとうございました。事務局にお返します

○事務局（博物館・須藤担当課長）

長時間にわたるご審議ありがとうございました。参考になりました。より良い案を作成してまいります。引き続きよろしくお願いいたします。